

栃木市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつ
たので、同項の規定により公表します。

令和4年1月27日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査(財務監査及び行政監査)
- 2 監査の期間 令和3年10月6日から令和3年10月26日まで
- 3 監査の対象 こども未来部
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	こども未来部
監査結果報告日	令和4年1月17日付け 栃市監第52号
措置結果通知日	令和4年1月25日付け 栃市総第196号
監 査 結 果	<p>指摘事項（子育て支援課）</p> <p>○歳入歳出予算に計上していない収入支出について 子育て支援課のこどもサポートクラブ事業において、参加者からの会費収入、事業に係る保険料の支払い等を、歳入歳出予算に計上せずに収入支出している事案が見受けられた。</p> <p>地方公共団体における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（地方自治法第210条）とされており、本件行為は適正な事務処理とは認められない。</p> <p>については、当該事業に係る全ての収入支出について、歳入歳出予算に計上の上執行されるよう是正されたい。</p>
措 置 内 容	<p>こどもサポートクラブ事業における一切の収入及び支出について、令和4年度当初予算に計上いたしました。</p>